

令和8年度神奈川県医療機関等賃上・物価支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援として、神奈川県医療機関等賃上・物価支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年2月26日医政発0226第11号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の国庫補助について」（令和8年4月1日厚生労働省発医政0401第1号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）並びに「補助金の交付等に関する規則」（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象施設)

第2条 対象施設は、神奈川県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある別表1に掲げる施設（以下「支援対象施設」という。）とする。

(交付の対象)

第3条 支援対象施設に対し、国実施要綱に示す次の事業を行う。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
- (2) 診療所等物価支援事業

(賃金改善の対象者)

第4条 診療所等賃上げ支援事業の対象者は、支援対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- (1) 支援対象施設の管理者
- (2) 支援対象施設を開設する法人の理事長
- (3) 支援対象施設を運営する個人事業主
- (4) 薬局の開設者

(賃金改善の取組)

- 第5条 診療所等賃上げ支援事業は、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大することに活用すること。ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することに活用できるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。（1）令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- （2）賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- （3）定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

（支援金の支給額の算定方法）

第6条 支援金の支給額は、次により算出するものとする。また、算出された額の合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、令和8年3月5日までに交付申請した事業は除く。

（1）診療所等賃上げ支援事業

別表3に基づき算定される基準額と、国実施要綱に基づく賃金改善額を比較し低廉な額

（2）診療所等物価支援事業

別表3に基づく基準額

（支援金の申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、神奈川県医療機関等賃上・物価支援金に係る申請書に知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ給付金の交付を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、給付金の交付を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の交付決定）

第9条 知事は、第7条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の交付を決定し、通知する。ただし、支援金を交付しないと決定した場合、申請者に対し、理由を付して、通知するものとする。

（支援金の交付条件）

第10条 この支援金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 取組を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 取組が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 支援対象施設は、この給付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) その他規則及びこの要綱等の定めに従うこと。

（申請の取り下げのできる期間）

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(決定の取消し)

第12条 知事は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援対象施設に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) 診療所等賃上げ支援事業で支給した支援金の全部又は一部が賃金改善の取組に充てられていなかった場合
- (4) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合又は支援金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合
- (5) その他、偽り等不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合

(状況報告)

第13条 支援対象施設は、知事の要求があった時は、賃金改善の取組の遂行状況について、知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 実績報告は、神奈川県医療機関等賃上・物価支援金に係る実績報告書に知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に報告するものとする。

(支援金の返還)

第15条 知事は、支援金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還することを命ずる。

- 2 知事は、支援すべき給付金の額を確定した場合において、すでにその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(報告及び調査)

第16条 知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支援対象施設に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第17条 支援対象施設は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

(1) 支援対象施設が地方公共団体の場合

事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 支援対象施設が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第18条 支援金の交付を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第19条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

支援区分	支援対象施設
診療所等賃上げ 支援事業	有床診療所※（医科・歯科）、無床診療所※（医科・歯科） 及び訪問看護ステーション（令和8年3月1日時点で別表2に掲げる 診療報酬のいずれかを届け出ている施設※）
	薬局（令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し 後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設）
	医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師 事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として 行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベ ースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問 看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報 酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約 （※2）する施設
診療所等物価支 援事業	有床診療所※（医科・歯科）、無床診療所※（医科・歯科）、及び薬局

※併設施設（医科併設及び歯科併設）は本支援の対象外。

別表 2

0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
0102 入院ベースアップ評価料（医科）
P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
訪問看護ベースアップ評価料（I）

別表 3

支援区分	支援対象施設	基準額
診療所等賃上げ 支援事業	有床診療所（医科・歯科）	使用許可病床数×72千円※1
	無床診療所（医科・歯科）	1施設×150千円
	訪問看護ステーション	1施設×228千円
	所属する同一グループ内の保険薬 局の数（※2）として1店舗以上 5店舗以下（当該保険薬局を含 む）である保険薬局	1施設×145千円
	所属する同一グループ内の保険薬 局の数（※2）として6店舗以上	1施設×105千円

	19 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1 施設×70 千円
診療所等物価支援事業	有床診療所（医科・歯科）	使用許可病床数×13 千円※3
	無床診療所（医科・歯科）	1 施設×170 千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として 1 店舗以上 5 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1 施設×85 千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として 6 店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1 施設×75 千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1 施設×50 千円

※1 使用許可病床数が 2 床以下の場合は 1 施設×150 千円を支給する。

※2 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式 3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。

※3 使用許可病床数が 13 床以下の場合は 1 施設×170 千円を支給する。

備考

- 1 各病院及び診療所における病床数は、医療法第 27 条に基づく令和 7 年 8 月 1 日時点の使用許可病床数を原則とする。ただし、令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和 7 年度に繰り越して実施）により令和 7 年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除くこととする。